

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定 都道府県 認定の区 分	応札・応募 者数		継続支 出の有 無	
環境省	令和3年度大規模災害時における関東地域フロッグワットの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 関東地方環境事務所 総務課長 佐藤 さとゆ 業務さいたま市中央区 新都心1-1	令和3年4月1日	公益財団法人廃棄物・リサイクル財団 東京都墨田区 両国3-25-5	9010605002464	本業務の実施に当たっては、平成29年度環境省調査改善計画に基づき実施している契約前自己チェックプロセスにおける点検結果を踏まえ、契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用することとした。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	27,659,500	-	-	公財	国認定	1		自己点検表に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を行い、有効な応募者は1名であったため、随意契約にて実施した。	有
環境省	令和3年度シマフクロウ保護増進事業(生息状況調査・検証・巣箱設置等業務)	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所 総務所副所長 自然環境 事務所長 田邊 仁 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4 階	令和3年4月1日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区 和田3-54-5	1011305001870	本業務の実施にあたっては、シマフクロウの生息や生息情報に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないよう事業を実施できる高い技術力と生態学的知見が求められる。 シマフクロウの生息・生息状況に関する関係者と情報網を持ち、シマフクロウの生息に関して助言等を行う専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者を持つ者が1名のみ又は応募者存在するかの確認が必要であるため、契約相手方の選定に当たっては参加者確認公募方式を適用した。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	12,958,000	-	-	公財	国認定	1		令和3年度に「参加者確認公募方式による調達手続き」に基づき公募したところ、期限までに参加希望者を提出した者は1名(公益財団法人日本鳥類保護連盟)のみであり、審査の結果、応募条件を満たしていたことから契約相手方として公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約したものの。	有
環境省	令和3年度日中トキ生息保護協力業務	環境省大臣官房会計課長 小森菜東都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎2号館	令和3年9月3日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区 和田3-54-5	1011305001870	本業務は、中国側が中国陝西省洋県及びトキ保護センター等において、トキに関する各種調査を進める中国の現地専門家等に対する協力、中国におけるトキ野生復帰事業の調査分析・技術支援その他を実施する。 本業務の実施に当たっては、 ① トキ保護増進事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等について理解している者やトキの生息やそれを取り巻く生息環境等に関する経験及び知識を持つとともに、トキの保護に向けた科学的知見を持っている者や有していること。 ② 我が国とは体制・社会環境等の異なる中国における円滑な業務の実施を図るため、中国のトキ保護地裡にかかる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係を構築でき、中国への進出経験を有し、社会環境等にも精通した者を有していること。 ③ 絶滅のおそれのある野生動物種の種の国際取引に関する条約附属書Iに該当する種かつ絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律第4条第3項に規定する国内希少野生動物種のうち鳥類の生体の輸出手続き及び生体の運搬に関する業務や関与の実績を有していること。 を必須としているが、平成19年度から平成24年度まで参加者確認公募方式により、本業務の実施条件を満たす者が公募によって確認したところ、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外の応募は皆無であった。その結果に基づき、平成25年度から平成30年度まで、本業務は公益財団法人日本鳥類保護連盟との随意契約により実施したところ、そこで令和元年度に改めて、当該技術、知見等の条件をすべて有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用したところ、参加希望書類については、公益財団法人日本鳥類保護連盟一者のみから提出があった。 また、公益財団法人日本鳥類保護連盟は、トキを絶滅とする鳥類に関する専門家を有し、平成7年度～平成10年度中国トキの生息環境保護に関する調査協力事業及び平成11年度～令和元年度日中トキ生息保護協力業務を実施し、また、これまでわが国と中国とのトキ生体の交換の全てを実施しているため、上記の要件をいずれも満たしている。 よって、本業務を実施できる者は、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみであると判断される。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約者として、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を結ぶものである。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	10,600,000	-	-	公財	国認定	1		令和元年度に参加者確認公募方式を適用したが、応募は1名のみであったため、令和3年度については随意契約にて実施しているもの	有
環境省	令和3年度森川海の恵みを次世代に伝えるプログラム実施業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 菜東都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和3年4月21日	公益社団法人日本環境教育 フォーラム東京 都荒川区西日暮里6-38-5	6011105004508	本業務は、適切な公告期間の設定や準備期間の確保、仕様明確化を行う等、調達における競争性、透明性及び公正性の確保に向けて取り組んできたことであるが、複数年度にわたる一者応札となっていたため、契約相手方の選定に当たって、令和2年度において、「参加者確認公募方式による調達手続きについて」(平成21年1月20日付「環境省発第001128003号」大臣官房会計課長通知)に基づき公募したところ、提出期限までに参加希望書類を提出した者は1名のみであり、審査の結果、応募条件を満たしていたことから一般社団法人海外環境協力センターと随意契約を行った。 なお、令和3年度においては「参加者確認公募方式による調達手続きについて」の中で、参加者確認公募を実施した場合に、応募条件を満たすと認められる者が一かおらず当該応募との随意契約手続きに移行した場合は、次々年度までの間、審査審査によって当該公募と随意契約を行うことを認めるというものであることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き本業務の契約相手方として一般社団法人海外環境協力センターと随意契約するものである。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	14,850,000	-	-	公社	国認定	1		契約前自己チェックを経て、令和3年度より随意契約を実施	有
環境省	令和3年度国立公園海外プロジェクト外国人材育成支援業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大熊 寛東京都荒川区西日暮里1-2-2	令和3年4月16日	公益社団法人日本環境教育 フォーラム東京 都荒川区西日暮里6-38-5	6011105004508	本業務の実施に当たっては、エコツーリズムおよび自然地域におけるインタープリテーションを核として地域全体を活性化する取り組みの牽引役の育成を目的としていることから、請負者には、以下の知見や技術が求められる。 ・エコツーリズムの実施に関するツアー造成スキルや安全管理および経営ノウハウ ・インタープリテーションに関する概念とそれを現場で実践するノウハウ ・日本の自然の観光価値に関する知見 ・自然地域に対する外国人のニーズや野外活動時の外国人特有の行動特性に関する知見 ・地域連携の手法に関する知見 ・確実な目標達成に向けた研修設計のノウハウ また、本事業の目的達成のためには、請負者はこれらの知見や技術を有するだけでなく、実際の経験に裏付けられた助言が可能な体制が望まれる。 本業務は、人材育成に関する知識や自然地域での事業展開経験等に係る専門知識や技術等を必要とするが、平成30・31年度において、総合評価落札方式にて調達を実施し、いずれも一者応札となり公益財団法人日本環境教育フォーラムと契約した。令和2年度においては、参加者確認公募方式を実施し、公益財団法人日本環境教育フォーラムのみの提出があった。提出された参加希望書類について、応募条件を満たしているが審査を行ったところ、実用を認められなかったため、本業務を実施できる者は、公益財団法人日本環境教育フォーラムのみであると判断し、公益財団法人日本環境教育フォーラムと契約を行った。 令和3年度は参加者確認公募の実施後2年目であり、上記と状況は変わらず、本業務を実施できる者は公益財団法人日本環境教育フォーラムのみであると判断される。以上により、契約の性格又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約者として、公益財団法人日本環境教育フォーラムと随意契約を結ぶものである。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	19,899,990	-	-	公社	国認定	1		参加者確認公募方式を適用したが、応募は1名のみであったため、随意契約にて実施しているもの。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応れ・応募者数		継続支出の有無	
環境省	令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(陸生鳥類調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	令和3年4月1日	公益財団法人日本野鳥の会東京都品川区西五反田3-9-23	1010705001646	本業務は北海道から沖縄までの全国に調査地を設置し、平成15年度から継続して通年で調査を実施しているものであるが、4月初めから調査を実施するためには、全国の調査地において、陸生鳥類の生息状況等に關する調査実施体制を刷新し再行することが必要となる。平成30年度に契約相手方の選定に当たって、参加者確認公募方式を適用し、上記の専門性を有する者が一人のみ又は複数者存在するかを確認した結果、応募があった者は一人のみであり、随意契約にて契約を締結した。また、大臣官房会計課通知「参加者確認公募方式による調達手続きについて(改正 令和元年10月1日環境発第19100110号)」に基づき、業務の実施に必要な専門性に変更がなかったことから、平成31(令和2)年度及び令和2年度についても、随意契約を実施した。令和3年度も業務内容や必要となる専門性に変更がないことから、当該専門性を有する者が一人のみ又は複数者存在するかを改めて確認するため、参加者確認公募を実施した結果、応募要件を満たした者は、公益財団法人 日本野鳥の会の一者のみであった。以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)の1.(2)イ(ロ)の「公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかなことが明らかとなった場合に該当するので、公益財団法人 日本野鳥の会を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	20,100,000	-	-	公財	国認定	1		平成30年度に実施した自己点検表に基づいた参加者確認公募を承認の上、令和3年度に再度参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、引き続き随意契約にて実施した。	有
環境省	令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(里地調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	令和3年4月1日	公益財団法人日本自然保護協会東京都中央区新川1-16-103トヨビル2F	7010005016562	本業務は、日本全国に見られる里地環境(二次的自然環境)において、植物相、鳥類、水環境、哺乳類、カヤネズミ、カエル類、チョウ類、ホタル類及び人為的インパクトについて、平成17年度から市民参加型の調査を実施しているものである。蓄積されたデータの信頼性を保つためには、それぞれの調査地及び調査対象種等の特性を踏まえた上でデータを精査することが求められることから、多岐にわたる全国の二次的自然環境の特徴や、里地の生態・生育する動植物の生態等の里地生態系に関する専門的な知見を必要とするとともに、市民を主体とした調査協力者の調査能力の確保や調査体制の維持・運営等の手法に關して構築している。平成30年度に契約相手方の選定に当たって、参加者確認公募方式を適用し、上記の専門性を有する者が一人のみ又は複数者存在するかを確認した結果、応募があった者は一人のみであり、随意契約にて契約を締結した。また、大臣官房会計課通知「参加者確認公募方式による調達手続きについて(改正 令和元年10月1日環境発第19100110号)」に基づき、業務の実施に必要な専門性に変更がなかったことから、平成31(令和2)年度及び令和2年度についても、随意契約を実施した。令和3年度も業務内容や必要となる専門性に変更がないことから、当該専門性を有する者が一人のみ又は複数者存在するかを改めて確認するため、参加者確認公募を実施した結果、応募要件を満たした者は、公益財団法人 日本自然保護協会の一者のみであった。以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)の1.(2)イ(ロ)の「公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかなことが明らかとなった場合に該当するので、公益財団法人 日本自然保護協会を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	31,526,000	-	-	公財	国認定	1		平成30年度に実施した自己点検表に基づいた参加者確認公募を承認の上、令和3年度に再度参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、引き続き随意契約にて実施した。	有
環境省	令和3年度鳥類保護調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	令和3年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所千葉県栗原孫子市高野山115	2040005016886	本業務は、鳥類観測ステーションにおける標識調査等を実施し、鳥類の渡りの状況、生態等を解明し、鳥類保護施設及び国際協力の推進に資することを目的としている。標識調査は、条約・協定等に基づき実施している日本、日露、日蒙、日中、日韓をはじめとした、渡り鳥保護に係る国際協力に基づく国際研究の中でも、鳥類標識調査は特に基礎となるデータを取得する研究の一つである。国内の鳥類標識調査は、1924年に農商務省によって初めて行われ、第二次世界大戦中に一時中断されたが、1951年から農林省(現)山階鳥類研究所に委託して再開、1972年からは環境庁(現在の環境省)がこの事業を受け持ち、(公財)山階鳥類研究所へ委託して調査を継続している。当該団体は、国際的な標識調査機関であるEuringから我が国の標識調査機関として位置付けられており、海外においては標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体である。これに代わる団体は存在しないため、財務大臣通知(平成18年8月25日付財計第2017号)の1.(2)イ(ロ)条約等の国際的取決により、契約の相手方が一に定められているものに準じているため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	36,040,000	-	-	公財	国認定	1		標識調査に不可欠なバンディング技術の認定・普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、他者への発注は困難。	有
環境省	令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業 小島嶼(海鳥)調査	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	令和3年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所千葉県栗原孫子市高野山115	2040005016886	本業務は、北海道から沖縄までの全国の島嶼生態系において、指標となる海鳥に関する調査を平成15年度から継続して実施しているものであるが、無人の島嶼における調査の実施やそれぞれの調査地の特性を踏まえた上でデータを精査し、分析することが求められることから、小島嶼生態系における海鳥の調査に關する高い専門性が必要となる。そのため、仕様書で定める無人の島嶼における海鳥調査の実績及び調査結果データの精査に關する実績を有することを条件に、平成31年度に参加者確認公募方式を適用した。その結果、応募要件を満たした者は、公益財団法人 山階鳥類研究所 のみであったため、「契約の目的又は性質が競争を許さない場合の随意契約」として契約を締結した。平成30年12月26日付けで会計課長より参加者確認公募方式による調達手続きについての改正について通知があり、「業務の実施に必要な特殊な技術又は設備等に必要がない場合」を取り、次々年度までの間、同一業種については随意契約によることができるものとする旨が示された。本業務において必要とする条件等は、海鳥に關する高い専門的な知見を有することであり、許年度業務からの変更はないため、公益財団法人 山階鳥類研究所 と会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結することとした。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	13,365,000	-	-	公財	国認定	1		平成31年度に自己点検表に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、令和3年度も引き続き随意契約にて実施した。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果(見直し場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	継続支出の有無
環境省	令和3年度コペネット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ等事務局業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁東 都千代田区霞が関1-2-2	令和3年9月13日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県川崎市三浦郡栗山町上山口2108番地11	8021005009182	本業務は、環境汚染対策と温室効果ガス排出削減の両方に同時に寄与する、コペネット(共通便益)、アプローチの推進のため、国際応用システム分析研究所(IASA)及びアジア・コペネット・パートナーシップ(AOP)における日本国内の事務局として必要な業務を実施することを目的とする。 経済成長の著しい途上国においては、環境汚染問題が引き起こす環境的課題となっており、我が国も直接的・間接的な影響を受け続けている。また、地球全体の課題である気候変動対策については、先進国の気候変動対策の進捗に追いつくことが求められることが求められている。こうした状況の下、我が国はアジアを中心に、環境汚染対策と気候変動対策を効果的に同時に達成するコペネット(共通便益)、アプローチを推進し、様々な協力を実施してきた。コペネット・アプローチは、途上国の気候変動対策への取組を後押しするとともに、我が国がコミットする温室効果ガス排出削減について国際的な責任を果たす上でも重要な取組である。 国際応用システム分析研究所(IASA)は、1972年にオーストリアに設立された世界有数の国際研究機関であり、エネルギー・気候・環境などについて先進的な研究を行い、国際社会に大きく貢献している。また、IASAの研究テーマは、国立環境研究所(NIES)の温室効果ガスの対策技術オプションに使用されるなど日本の研究に貢献しているほか、国際研究所の気候変動研究者のほとんどがIASAでの研修を経験しており、日本人研究者のネットワーク・ビルディングの向上にも貢献している。このため、環境保全を所管する環境省として、我が国の環境分野における研究の発展をさらに促進するため、IASAの研究活動を支援することには重要であり、本業務はそれに資するものである。 IASA重要では、加筆する国の代表団員を登録することと規定されており、我が国の代表機関として、学識経験者等から構成されるIASA日本委員会が登録されている。IASA日本委員会の運営については、同委員会規約第18条に基づき事務局を設置することが規定されている。2011年2月に開催されたIASA日本委員会において、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)が、日本の環境行政について包括的な知見を有し且つ国際的な立場における各国政府への信頼および実績を踏まえ、IASA日本委員会の事務局となることが決定された。なお、IASAの活動資金は各国の加盟機関が支払う資金と委託事業費・寄付金である。2021年7月現在、24国が加盟。総額約2358万ユーロ(約31億円、2020年)であり、我が国は70万ユーロ(約888万千円)を出資した。アジア・コペネット・パートナーシップ(AOP)は、2010年1月に開催された「良好な大気環境2010年大会」(クリーン・アジア・イニシアティブ主催)において、アジア諸国におけるコペネット・アプローチの推進を目的として設立され、アジア諸国(中国、タイ、インドネシア等)の環境省等官庁や国際機関(国連環境計画、アジア開発銀行、国連アジア太平洋経済社会委員会等)関係者をメンバーとしており、設立時に開催された大会においてAOPの運営等について議論がなされ、コペネット・アプローチに係る豊富な調査・研究実績を有し且つ国際的なネットワークが豊富な公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)をパートナーシップの事務局とすることを、AOPメンバーの賛同の下、決定された。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知(第19号)の運用等ないし随意契約によらざるを得ない場合のイの「イ」(契約等の国際的取決めに)により、契約の相手方が一に定められているもの)に該当するものと認められるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、本請負業務の契約相手方として公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)と随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	10,458,107	-	-	公財	国認定	2		本業務は、「契約等の国際的取決めに)により、契約の相手が一に定められているもの)に該当するため、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合として、契約相手方は、(公財)地球環境戦略研究機関である必要がある。引き続き随意契約によらざるを得ない。	有
環境省	令和3年度アジア地域におけるコペネット型大気汚染対策促進委託業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房環境局長 松澤 裕 都千代田区霞が関1-2-2	令和3年7月20日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県川崎市三浦郡栗山町上山口2108番地11	8021005009182	平成30年度において「参加者確認公募方式による調達手続について」(平成21年1月28日付け環境省発第090128003号:大臣官房会計課長通知)に基づき公募した。提出書類を提出した者は1者のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから公益財団法人地球環境戦略研究機関と随意契約を行った。 平成31年度及び令和2年度においては、「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、「契約前自己チェックの結果において参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たすと認められる者が一者しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、審査委員の推薦当該応募者と随意契約を行うことと認められる」というもの、上記ことから、審査委員の結果承認されたため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き契約相手方として公益財団法人地球環境戦略研究機関と随意契約を行った。 本業務の趣旨に当たっては、中国中央政府及び地方政府等並びに日本の関係自治体との密接な協議・調整が必要となるため、特に中国の政府や内閣に精通し、かつ日本語及び中国語の両言語による協議・調整を円滑に行う能力を有するスタッフを複数人有しているとともに、中国国内に活動拠点(事務所等)が存在する必要がある。また、国際機関の活動に対する助言及び国際会議等を通じた世界の最新動向調査の業務を有し、特に大気環境分野に精通しているスタッフを有している必要がある。さらに、インドネシア等のアジア地域の中央政府及び地方政府等との協議・調整を円滑に行う能力を有するスタッフを有している必要がある。 よって、上記の業績・スタッフ・活動拠点を有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用することとした。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	188,034,266	-	-	公財	国認定	1		令和3年度に「参加者確認公募方式による調達手続」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は1者(公益財団法人地球環境戦略研究機関)のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから契約相手方として公益財団法人地球環境戦略研究機関と随意契約した。	有
環境省	令和3年度北西太平洋地域海行動計画活動推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大熊 一寛 都千代田区霞が関1-2-2	令和3年4月1日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島新町5-5	5230005000125	本業務は、北西太平洋地域における海洋及び沿岸の海洋環境保全・管理・開発のための行動計画(以下「NOWPAP」という。)活動を支援するため、改良されたNOWPAP富山常態化状況評価手順書をもとに、これまでより広範囲の海域を対象とした衛星クロロフィルによる予備評価及びその検証に必要な富山海域モニタリング調査の実施、人工衛星に搭載したセンサが観測した海洋環境情報を定期的にインターネット上から取得するシステムの維持管理を行うものである。さらに、人工衛星リモートセンシングを活用した漁場マッピングを行い、漁場の保全・再生のための基礎情報の整備に資することを目的とする。 NOWPAPは、顕微鏡の無い国際標準の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」のひとつであり、1994年(平成6年)9月に韓国で開催された第1回政府間会合において、我が国、中国、韓国及びロシアの4カ国により日本海及び黄海を対象として採択され、その後の各種プロジェクトが進められている。 1999年4月の第4回政府間会合において、各プロジェクトの実施に責任を持ち、活動を推進していく地域活動センター(RAC)の配置が決定され、我が国においては、リモートセンシングや衛星モニタリング技術を活用して海洋環境を評価し、管理するためのツールを作成することを目的とした「特殊モニタリング・沿岸環境計画」に関する地域活動センター(以下「CEARAC」という)が設置されたこととなった。 同政府間会合において、海洋環境モニタリングに必要な環境モニタリング・リモートセンシング、環境影響評価、コンピューターサイエンスなど、様々な科学分野の熟練者や専門家等を有している公益財団法人環日本海環境協力センターがCEARACとして指定(第4回政府間会合レポート附属書7)され、今日に至るまでその活動を継続してきた。 さらに、業務を効果的に実施するために、各国における水環境問題の解決に向けた水環境協力バリエーションの強化を目的とし、規制の遵守し高点をあてた汚染対策の強化、対策結果の評価、政策の見える化等を行い、各国の水環境協力バリエーションの仕組みの定着状況の評価を行うこととし、国際会議への参加・国際学会の開催を通して、WEPA事業の活動状況に関する情報発信を行うものである。 本業務は、アジア各国における水環境協力に関する業務であり、各国政府と緊密な連携を図りながら慎重に進めることが求められ、そうした特殊な点を十分考慮し入れた企画を決定することが不可欠である。 よって、業務を効果的に実施するために、各国における水環境問題の解決に向けた水環境協力バリエーションの強化を目的とし、規制の遵守し高点をあてた汚染対策の強化、対策結果の評価、政策の見える化等を行い、各国の水環境協力バリエーションの仕組みの定着状況の評価を行うこととし、国際会議への参加・国際学会の開催を通して、WEPA事業の活動状況に関する情報発信を行うものである。 上記業務を実施するためには、国際的なパートナーシップ事業における各国政府からの信頼および実績を有しており、円滑かつ確実に各国政府との連絡調整及び参加国における調査・分析等を行う能力を有することが必要不可欠であることから、この技術等を有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、令和2年度に参加者確認公募方式により参加者を公募した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関1者からの応募が認められ、随意契約を行った。令和3年度については、参加者確認公募方式を行った年度として、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本請負業務の契約相手方として会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	19,979,000	-	-	公財	国認定	1		日本、中国、韓国及びロシアの4カ国での政府間会合において、責任を持ち、活動を推進していく地域活動センターの配置が決定され、日本においては「特殊モニタリング・沿岸環境計画」に関する地域活動センター(CEARAC)が設置されていることとなった。同政府間会合において、公益財団法人環日本海環境協力センターがCEARACとして指定されている。このことから、国際的な取組により、契約相手方が定められているため、性質又は目的が競争を許さないことから随意契約により契約締結を行っている。	有
環境省	令和3年度アジア水環境パートナーシップ事業調査研究業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大熊 一寛 都千代田区霞が関1-2-2	令和3年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県川崎市三浦郡栗山町上山口2108-11	8021005009182	アジア水環境パートナーシップ事業(WSPA)は、2003年に日本で開催された第3回世界水フォーラム関係国際会議の成果として、各国の自発的な水問題解決への行動をまとめた「水行動案」に、環境省が登録した施策の一つである。 令和元年度から令和5年度は、WEPA第4期事業として、WEPA参加国における水環境問題の解決に向けた水環境協力バリエーションの強化を目的とし、規制の遵守し高点をあてた汚染対策の強化、対策結果の評価、政策の見える化等を行い、各国の水環境協力バリエーションの仕組みの定着状況の評価を行うこととし、国際会議への参加・国際学会の開催を通して、WEPA事業の活動状況に関する情報発信を行うものである。 本業務は、アジア各国における水環境協力に関する業務であり、各国政府と緊密な連携を図りながら慎重に進めることが求められ、そうした特殊な点を十分考慮し入れた企画を決定することが不可欠である。 よって、業務を効果的に実施するために、各国における水環境問題の解決に向けた水環境協力バリエーションの強化を目的とし、規制の遵守し高点をあてた汚染対策の強化、対策結果の評価、政策の見える化等を行い、各国の水環境協力バリエーションの仕組みの定着状況の評価を行うこととし、国際会議への参加・国際学会の開催を通して、WEPA事業の活動状況に関する情報発信を行うものである。 上記業務を実施するためには、国際的なパートナーシップ事業における各国政府からの信頼および実績を有しており、円滑かつ確実に各国政府との連絡調整及び参加国における調査・分析等を行う能力を有することが必要不可欠であることから、この技術等を有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、令和2年度に参加者確認公募方式により参加者を公募した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関1者からの応募が認められ、随意契約を行った。令和3年度については、参加者確認公募方式を行った年度として、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本請負業務の契約相手方として会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	41,784,831	-	-	公財	国認定	1		令和2年度の公募において応募要件を満たすと認められる者が一者しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行したことから、審査委員の結果承認されたため、引き続き随意契約を行っている。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し場合はその内容)		
											公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分		応札・応募者数	継続支出の有無	
環境省	令和3年度環境放射線モニタリング調査等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 大熊 一寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和3年4月1日	公益財団法人日本分析センター 〒東京都千代田区稲毛区山王町295-3	6040005001380	本業務は、環境省が北海道利尻(国設利尻酸性雨測定所)等、全国10カ所の国設酸性雨測定所に設置している環境放射線等測定機器で収集した測定データ及び各測定所の周辺で採取した環境試料の核種分析結果を専用のデータベースに蓄積し、測定所及びその周辺ごとの放射線レベル並びにその変動パターンを把握することを目的とする。また、本業務によって得られた測定データのうち、大気降しんじ及び大気降下物及び空間放射線(ガンマ線)線量率については、大気汚染防止法第22条第3項の規定に基づく放射性物質の常時監視の測定データとしても使用することを目的とする。 本業務は、契約相手方の選定に当たり、「参加者確認公募方式による調達手続について」(平成21年1月28日付け環境省委第090120003号・大臣官房会計課長通知)に基づき公募したところ、提出期限までに参加希望書類を提出した者は1名のみであり、審査の結果、応募条件を満たしていたことから公益財団法人日本分析センターと随意契約を行った。 令和3年度においては「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、参加者確認公募を実施した場合に、応募条件を満たすと認められる者が1名おらず当該応募者と随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査によって当該応募者と随意契約を行うことを認めるというものとあることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き本業務の契約相手方として公益財団法人日本分析センターと随意契約するものである。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	52,723,000	-	-	公財	国認定	1		令和2年度に「参加者確認公募方式による調達手続」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は1名(公益財団法人日本分析センター)のみであり、審査の結果、応募条件を満たしていたことから会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を行った。 なお、令和3年度においては「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、「契約前自己チェックの結果において参加者確認公募を実施した場合に、応募条件を満たすと認められる者が1名おらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査の結果当該応募者と随意契約を行うことを認めるというものとあることから、書面審査の結果承認されたので、令和2年度に引き続き本業務の契約相手方として(公財)日本分析センターと随意契約したものの、	有
環境省	令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(マレーシア国クアラルンプール市における建築物の省エネ普及に向けた脱炭素制度基盤構築支援事業(クアラルンプール市-東京都))	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 小野 洋 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和3年8月26日	公益財団法人地球環境戦略研究機関神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する日本の自治体とともに、途上国の都市において脱炭素・低炭素社会形成に向けた取組を実施する。日本の自治体に加わることで、脱炭素・低炭素技術やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素化に向けた取組をより効果的に推進し、また、途上国の都市でのマスタープランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・低炭素化に向けた能力開発についても推進することを目的とする。 本業務は、令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった21件の中から外部専門家等よりなる令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務受託者選定等に係わる評価委員会の審査を経て採択された。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	20,000,000	-	-	公財	国認定	1	外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有	
環境省	令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(横浜市とクアラルンプール市間の連携による脱炭素社会形成支援事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 小野 洋 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和3年8月10日	公益財団法人地球環境戦略研究機関神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する日本の自治体とともに、途上国の都市において脱炭素・低炭素社会形成に向けた取組を実施する。日本の自治体に加わることで、脱炭素・低炭素技術やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素化に向けた取組をより効果的に推進し、また、途上国の都市でのマスタープランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・低炭素化に向けた能力開発についても推進することを目的とする。 本業務は、令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった21件の中から外部専門家等よりなる令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務受託者選定等に係わる評価委員会の審査を経て採択された。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	18,000,000	-	-	公財	国認定	1	外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有	
環境省	令和3年度産業廃棄物管理原電子処理システム改修等委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境再生・資源循環局長東京都千代田区霞が関1-2-2	令和3年6月29日	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 東京都千代田区二番町3番地	8010005018905	本委託業務は、電子マニフェストシステムの普及促進に関する各種事業を集中的に行うことにより、電子マニフェストの利用割合を向上させ、産業廃棄物処理システムの透明化を図るとともに都道府県等の廃棄物処理の監視業務の合理化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることを目的とするものである。上記に係る業務を履行するに当たっては、電子マニフェストに関して幅広く豊富な知見を有した者でなければならないこと、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下「JWセンター」という。)は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2に基づき、平成9年に全国唯一の情報処理センターとして指定されており、電子マニフェストシステムの運営、管理及びシステムに係るプログラム、データの作成等を行っている。また、同法第12条の5の規定等により、電子マニフェストの業務を行うことができるのは情報処理センターとして指定されているJWセンターのみとなっている。 電子マニフェストシステムの開発に当たっては、システムの運用・保守を行いながら、限られた期間内に設計してプログラムを追加が必要があり、かつ、最新の機能を有する高品質なシステムとするため、現システムを詳細かつその機軸部分を知悉しているJWセンターの管理監督の下、最新のIT技術を有する者に設計・開発等を再委託することが妥当である。 また、電子マニフェスト導入説明会・多量排出加入者調査・許可窓口向けパンフレット等作成の普及啓発については、特定の産業廃棄物を多量に排出する者(以下「電子マニフェスト411施設」という。)や環境省の委託業務(以下「電子マニフェスト411施設」という。)の普及啓発に重点を置き、非接触化の流れを踏まえ、電子マニフェストの普及拡大を一体的に強力に推進する必要がある。これらの業務を行うことができるのは、電子マニフェストシステムの機能を熟知している運用について詳細に説明でき、かつ上記調査やパンフレット作成等に必要電子マニフェスト未加入者情報の抽出ができ、地方公共団体にマニフェスト報告を行っている全国唯一の情報処理センターであるJWセンターのみである。以上のことから、本件は契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断し、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結することとする。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	105,200,000	-	-	公財	国認定	1	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有	

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応れ・応募者数		継続支出の有無	
環境省	令和3年度優良産廃処理業者の情報発信に関するシステム改修業務	支出員担当為担当官 環境省大臣官房会計課長 大熊 一寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和3年4月1日	公益財団法人産業廃棄物処理業者振興財団 東京都港区虎ノ門1-1-18	2010005018786	環境省においては、産業廃棄物の適正処理が推進されるよう排出事業者が優良な処理事業者を容易に選択できる環境の整備を推進してきた。平成10年には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」といふ。)第13条の12に基づき、全国唯一の適正処理推進センター(財団法人、当座産廃物処理事業者を指す。「産廃振興財団」といふ。)を指定し、産廃振興財団において、産廃処理業者に関する情報収集、事業者への情報提供等を行うこととされた。産廃振興財団は適正処理推進センターとして、平成11年度に厚生省(当時)から補助金の交付を受け、インターネット上で産廃物処理業者の検索が可能な「産廃物処理業者情報検索システム(さんばいくん)」を開発し、また、平成23年には、環境省が整備した「優良さんばいナビゲーションソフトウェア(優良さんばいナビ)」の管理を委任され、両サイトを「産廃情報ネット(さんばいくん、優良さんばいナビ)」と統合し、民間団体が有する優良認定業者を含む産廃物処理業者に関する情報等の収集・提供を行う唯一のシステムとして運用を行っている。 このように、産廃処理業者に関する情報は「産廃情報ネット」により詳細情報を発信してきたところであるが、「産廃物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成29年2月14日中央環境審議会)において、「将来的には(略)全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化され、IT技術の活用による効率的・効果的なシステムを構築することも期待される。」と期待され、この内容を具体化するために設けられた「平成30年度産廃物処理情報の電子化に向けた検討会」において検討を行い、環境省が許認可情報を管理するため所有している「産廃振興物行政情報システム」と産廃振興財団が所有する「さんばいくん」のデータを連携させ、許認可情報の統合、一元管理、公開の仕組みを構築することとした。「さんばいくん」の改良・改修に当たっては、現行システムの公開・保守を維持しながら、膨大なデータ(連携前:約6千社、連携後:約11万社)を扱うことが可能なシステムに改修するための要件定義、クラウド環境の構築やオペレーションシステム等の改修のための設計を行う必要があるが、これらを実施するためには現行システムの日々の運用状況や運用・保守状況に関する詳細かつその理解部分の情報をシステム所有者から入手する必要がある。また、現行システムには、「さんばいくん」登録事業者の担当者に関する個人情報(氏名、電話番号、メールアドレス等)が含まれており、これらを産廃振興財団がID、パスワードの配送等限られた目的のために提供を受けたものであり、入札等により選定された事業者に貸与等できるものではない。 さらに、産廃振興財団は「令和2年度優良産廃処理業者の情報発信に関するシステム改修業務」の受託者であり、当該業務においては「産廃物行政情報システム」と産廃振興財団が所有する「さんばいくん」のデータを連携させるための要件定義やソフトウェアのバージョンアップにかかわる業務を行った。令和3年度のシステム改修にかかわる業務は要件定義に沿ったシステムの構築や、昨年度構築したソフトウェアのテスト等、昨年度業務と密接に関連するものである。本改修業務の規模及び履行期限を踏まえると、期限内に十分な品質を満たすシステムを構築するためには、「さんばいくん」や令和2年度の改修内容に関する深い知識が必要である。 このため、本業務は産廃振興財団の管理監督下、最新IT技術を有する者に設計・開発等を再委託して実施することが妥当である。以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達物の適正化について」(財務第2017号)の1。(2)「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイ(イ)法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるため、本業務の請負者として相応しい唯一の団体として産廃振興財団と随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	21,780,000	-	-	公財	国認定	1		産廃物の処理及び清掃に関する法律により、契約相手が特定される	有
環境省	令和3年度浄化槽に係るワークショップ及びセミナー開催業務	支出員担当為担当官 環境省大臣官房会計課長 大熊 一寛 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和3年4月1日	公益財団法人日本環境整備教育センター 東京都墨田区朝川2丁目29-3	8010605002531	本業務では、アジア等の発展途上国等のニーズに応えるとともに、水環境の向上に貢献するため、我が国の優れた分散型汚水処理施設である浄化槽等の海外展開を促進することを目的として、海外でのワークショップやセミナーの開催、浄化槽の性能評価手法や処理対人実証実験等の現場実証等を行うこととし、ワークショップやセミナーの開催に係る知識ベースでの理解ではなく周辺技術を含めた幅広く専門的で実証的な技術やノウハウについて円滑に業務を遂行するための経験が必要である。 本業務がこれまで類似の業務が発注されてきたものの、公益財団法人日本環境整備教育センターのみ又は複数存在するかを確認するため、参加者確認公募方式を適用することとし、令和3年2月4日に募集を行った。これにより応募があった公益財団法人日本環境整備教育センター1社のみであった。 以上のことから、本業務を適切に遂行できる者は同社のみであると判断されるため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結することとした。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	19,976,000	-	-	公財	国認定	1		契約前自己チェックを経て、令和3年度より参加者確認公募を実施	有
環境省	令和3年度プラスチック資源循環法施行に向けた課題検討業務	支出員担当為担当官 環境省大臣官房環境保護課長 田原 克志 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和4年1月25日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区虎ノ門	3010405008741	「市町村が回収したプラスチック製容器包装については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、主務大臣(環境大臣を含む)が指定する法人が再商品化業務を行う仕組みとなっている。平成28年に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」といふ。)が指定法人として指定されて以来、同協会のみが再商品化業務を実施し得る唯一の法人である。 今般、令和4年4月施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製品の分別回収・再商品化を促進するため、市町村がプラスチック製品を回収する場合、プラスチック製容器包装と合わせて、その再商品化を協会に委託することができる仕組みが設けられている。 協会では、既存の容器包装リサイクルシステム(以下「システム」といふ。)において、再商品化事業者の登録、合否判定、市区町村による引渡しの手続き受付、実績管理、再商品化事業者との契約及び再商品化費用の支出に係る手続きを処理しており、プラスチック製品についても同様にシステム上で一連の処理を実施する必要がある。 具体的には、市町村はプラスチック製容器包装とプラスチック製品それぞれ回収量及び両方を合算した量を登録して申込みを行い、再商品化事業者はそれぞれ処理費用及び両方を合算した費用を登録し入札を行うこととなる。また、市町村によってプラスチック製容器包装のみを回収する、両方を回収するといった選択が生じるとともに、再商品化事業者によってもプラスチック製容器包装のみを処理する、両方を処理するといった選択が生じる。このため、システムでこうした事業者属性や市町村属性に関する情報を新たに登録できるようにする必要がある。 このように、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の処理を一体不可分として実施する必要があることから、既存のシステムを改良し、プラスチック製品の処理も同一システム上で滑りなく履行できるようにすることが不可欠である。 本システムは、協会が再商品化業務を実施するために、構築・運用されたものであり、システムの著作権は協会の所有となっていることから、システムを改良検討を実施できるのは協会のみである。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達物の適正化について」(財務第2017号)の1。(2)「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のイ(イ)法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるため、本業務を委託する者として相応しい唯一の団体として協会と随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	40,150,000	-	-	公財	国認定	1		「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の処理を一体不可分として実施する必要があることから見直し不可	有
環境省	令和3年度放射線健康被害(健康不安対策事業(福島県における甲狀腺検査の実施体制の強化に係る検査者育成)委託業務	支出員担当為担当官 環境省大臣官房環境保護課長 田原 克志 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和3年4月1日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区新橋5-18-7	1010405009411	令和2年度業務の実施については、契約前自己チェックシートを経て参加者確認公募手続の移行対象となったため、令和2年度の契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式による募集手続(参加者確認公募方式による募集手続)について(平成21年1月29日環境省第00012003号、令和2年度参加希望書の内容が同業務の要件を満たしていると判断されたため、公益財団法人原子力安全研究協会を契約の相手方として、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結した。 令和3年度業務の実施においては、業務実施に必要となる知見等に変更はなく、また、過去数年にわたって同一事業者が落札していることを踏まえ、「参加者確認公募方式による募集手続(参加者確認公募方式による募集手続)について(平成21年1月29日環境省第00012003号、令和2年12月18日環境省発第201218号により一部改正)」により、「次年度までの間、同一業者については随意契約によることとされる」とされていることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き公益財団法人原子力安全研究協会と随意契約を締結するものである。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	89,400,000	-	-	公財	国認定	1		平成31年度に自己点検表に基づいて点検を実施した上で参加者確認公募を実施したが、有効な応募者は1名であったため、点検結果に基づき令和3年度は随意契約にて実施した。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
環境省	令和3年度環境経済の政策研究委託業務(ポストコロナ社会における脱炭素・循環型・分散型社会の実現を目指したリデザイン政策パッケージの検討)	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策統括官 和田 真也 東京都千代田区霞が関1-2-2	令和3年10月13日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11	8021005009182	コロナ禍における経済刺激策については、気候変動緩和・適応やその他の持続可能な社会に向けた再設計に結び付けるグリーンリカバリーが世界的課題となっており、我が国においてもコロナ対策をいかに脱炭素社会・循環型社会・分散型社会へのリデザインにつなげるかが課題となっている。本業務は、ポストコロナ社会における持続可能な社会を構築するため、脱炭素社会・循環型社会・分散型社会の実現を目指した政策パッケージを作成し、経済的な政策評価を踏まえた上で、新たな環境政策の企画立案につなげていくことを目的とする。企画書募集要項に限り、企画書の公募を実施したところ、1者(公益財団法人地球環境戦略研究機関)から有効な応募があった。企画書審査委員会において、提出のあった企画書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、ベースラテンシナリオの構築および定量的モデル分析の手法について、妥当性、具体性、新規性を持った提案を行い、提出された企画書が本業務を行う上で十分な内容であったことから、当方の提示した業務目的に合致し、本業務を行う上で適当な者であると判断された。以上のことから、公益財団法人地球環境戦略研究機関を契約候補者として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、同者を契約の相手方として随意契約を締結するものである。	-	14,998,226	-	-	公財	国認定	1		令和3年度に「企画競争方式による調達手続き」に基づき企画書を募集したところ、期限までに1者から企画書の提出があり、審査の結果、本業務を行う上で適当な者である判断されたことから「公益財団法人地球環境戦略研究機関」と随意契約したものの。	無

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。